

ビキニ被ばく船員東京訴訟（船員保険訴訟）

公正な判決を求める署名

ビキニ被ばく船員東京訴訟（船員保険訴訟）は、米国の水爆実験が撒き散らした放射性降下物によって、命と健康を奪われた日本の漁船員とその遺族が、その原因は作業中に受けた被ばくにあるとして船員保険（一般の労災保険）による補償を求めている裁判です。

水爆実験被ばくは第五福竜丸が知られていますが、1954年3月から5月にかけてマーシャル諸島で行われた水爆実験により太平洋で被ばくした漁船の数は約1,000隻にも及びます。

被ばく船員から船員保険の適用申請を受けた全国健康保険協会は、全く聞き取りもしないまま、推計線量が労災保険の放射線業務における「外部被曝」線量に基準に達しないとして申請を「不支給」としました。しかし、漁船員は放射性降下物や汚染された海水を浴び、汚染された魚の内臓や汚染された海水を使った料理などを食べて生活していたのです。線量推計そのものが恣意的であるばかりではなく、実態調査をしないまま労災保険の外部被曝基準をもちいて、「不支給」とした判断は不当なものと言わざるを得ません。

1955年1月の日米合意によって、日本政府は米国への賠償請求権を放棄し、放射能検査を打ち切り、その後の船員の健康調査も行いませんでした。若くして被ばくした漁船員たちは白血病やがん等におかされ、あるものは知らぬまま命を落とし、あるものは仕事や家族を思い沈黙を余儀なくされてきました。長きにわたって切り捨てられ、放置されてきた多くの被ばく船員に補償の道を切り拓く、歴史に残る司法判断が期待されます。

つきましては、貴裁判所に対し、以下の点を強く求めます。

1. 原告らが納得する十分な実態審理を尽くしてください。
2. 被ばくに関する本件の特質、政府、そして被告（全国健康保険協会）の対応の問題点等を踏まえて、公正な判断を下してください。

氏 名	住 所

取り扱い団体 [ ]